

(別記2)

国内産いもでん粉工場生産性向上支援事業

第1 事業の内容

1 事業の内容

本事業は、地域経済を支える重要な産業である国内産いもでん粉製造業において、今般の働き方改革の動向を踏まえ、国内産いもでん粉工場の労働効率を向上させ、安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) 省力化・効率化機器の導入

国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入を行う。

(2) 労働効率向上調査等の実施

国内産いもでん粉製造事業者、物流事業者、実需者、学識経験者等により構成される検討会の開催や、効率的な輸送体制の確立を図るために必要な調査・実証を行う。

2 補助率

本事業の補助率は1/2以内とする。

第2 応募要件

本事業に応募できる者は国内産いもでん粉製造事業者及び国内産いもでん粉製造事業者の組織する団体又は、国内産いもでん粉製造事業者への貸付けを目的として事業を実施する農業協同組合連合会、農業協同組合及び民間企業であって、次に掲げる基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続きを適正に行い得る体制を有していること。

2 代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規定があること。

3 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第3 採択要件等

1 成果目標

(1) 第1の1の(1)の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉工場の労働生産性を2%以上向上することとする。

(2) 第1の1の(2)の取組を実施する場合は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

ア 荷役作業時間を10%以上削減

イ 国内産いもでん粉工場のでん粉製造期間における1人当たり時間外労働を複

数月平均 80 時間以下に抑制

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 整備を予定している設備が、1 の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。

第4 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、別添のうち次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して行うものとする。

- (1) 第1の1の(1)の取組を実施する場合は、国内産いもでん粉の製造に係る機器のうち、省力化・効率化に資する製造管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費とする。
- (2) 第1の1の(2)の取組を実施する場合は、検討会の開催等に要する経費、労働効率向上のための調査に必要な旅費、謝金、作業機械等の借上費、流通資材等の購入に要する経費とする。

2 補助の対象となる第1の1の(1)の省力化・効率化機器は、次に掲げる基準をみたすものとする。

- (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のものであること。
- (2) 既存の機器の代替として同種・同能力のものへの再導入（いわゆる更新）でないこと。

3 補助対象経費の積算等については、補助事業の効率的な実施について（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 次の経費は本事業の助成の対象としない。

- (1) 事業実施主体の自己資金又は他の助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費。
- (2) 施設の附帯施設のみの整備のための経費。
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
- (4) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）。

第5 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式3-2により行うものとする。